

いものとし、又舊法に於て臺灣・北海道等の植民地を除外したのを撤廢し、其の代りに地上權及外國人の多數を株主とする本邦會社の所有する土地を、一般土地所有權と同様本法適用範圍とした。尙明治四十三年及大正十四年の外國人土地所有權法に於て、本邦は始めて外國人に對し土地所有を許すこととなつたが、井上・大隈條約改正以來の國論の趨向に鑑み、將來に於ける之が改廢の自由を國內立法に留保することとした。即ち土地所有權に付ては假令相互の規定たりとも何等條約中に規定を設けない方針を採用した。從て小村條約改正後生じたる大正二年の加州排日土地法等に對し小村改正條約は殆んど之を牽制するに役立たなかつた。

第五節 移民問題に關する交渉

小村條約改正方針に於ては陸奥改正條約中我に不利なる點を一掃すと云ふに在つたが、其の中最も顯著なるは改正日米條約に於て陸奥條約第二條末項所載移民制限禁止に關する留保規定を削除したことである。右第二條末項の形式は全く相互的となつて居るけれども、本邦への米國勞働者の入國・居住は殆ど絶無なる状態にあつては、本規定は米國への我勞働者の入國等に對し制限禁止の自由を米國政府に附與するところの片務的のものとなるのである。併も右陸奥條約第二條末項は日露條約第二條末項に於けるが如く、勞働者の入國移動の制限禁止に對し最惠國待遇を保障して居ないものである。

陸奥條約實施後米國太平洋洋諸州に於ける日本勞働者の入國益々増加するに従ひ、米國人の日本人に對する排斥熱は益々昂進するに至つた。依て日本政府は、米國議會が彼の「支那人入國排斥法」の如きものを日本人に對しても制定することを防げる目的を以て、自ら進んで米國本土行き日本移民の旅券發給の制限を始めたが、布哇行き勞働者の旅券下付に對しては依然制限を行はなかつた。其の結果米國本土に於ける勞働者の不足を來した爲め、日本勞働者の

布哇より太平洋洋諸州、殊に明治三十九年震災後の復舊工事の爲め勞働者の自由需要多き桑港に、上陸するもの激增した。爲めに同地に於ける排日熱一層昂進し、終に桑港學務局は同年十月日本學童離隔令を公布するに至つた。日本政府は在米青木（周藏）公使をして之に對し強硬な抗議を試みしめたが、米國政府は之が撤廢を在桑港當局に命令することを承諾すると同時に、其の代償として布哇よりの日本移民の米國本土への轉航禁止に關する大統領令を公布し得べき様、米國移民法を改正することに付日本政府の同意を求め、其の結果右日本移民の轉航禁止を目的とする大統領令は、明治四十年三月十四日付を以て公布せられ、同時に桑港に於ける日本學童離隔令は撤廢せられた。

然るに其後米國中央政府に於ては、加州當局より日本勞働者數の増加について苦情絶えないため、日本勞働者の米國本土への入國禁止に付日本政府の協力を得たいことを申込んだ。之が爲め明治四十年末から四十一年始めにかけて、類次外交文書の交換の結果、日米兩國政府の間に、米國本土行き日本旅券發給に關する内規に付詳細な協定が遂げられた。之れ所謂日米間移民に關する紳士協約なるものである。其の内容は日本政府は米國本土行き勞働者に對する旅券の新發給を一切禁止し、例外として在米日本勞働者の妻子・再渡航者及特定條件の下に律せられる定着農耕勞働者に限り旅券を發給し得ることとし、之が代償として米國政府は今後排日的立法其の他の新措置を採らないことを約した。（加奈陀に對しても明治四十年十一月十四日加奈陀勞働大臣 Rodolphe Lemieux 來朝し、林（董）外相との間に米國に對すると同様、加奈陀行き勞働者の旅券制限に關する所謂ルミニー協定なるものが内密に締結せられた。）

依て明治四十四年二月二十一日調印の小村日米改正條約に於ては、日本移民に對し差別的立法をなし得るの餘地ある前記陸奥條約第二條末項を削除せしめると同時に、米國政府を安心せしめる爲め改正條約調印の際在米内田（康哉）大使より米國政府に對し「日本帝國政府は勞働者の合衆國移住に關し、過去三年間實行し來つた制限及取締を均しく

有効に維持するの覺悟である。」と宣言せしめた。其後米國政府に於ては右小村條約改正當時の精神に従ひ、大正六年移民法制定の際本邦政府よりの要求により、差別的一切の制限禁止規定を削除せるも、歐洲大戰も終了し差して日本の感情を考量するの必要なき大正十三年に至ると、全く小村通商航海條約の規定、及び締結の經緯を無視し、又我よりの最も強硬な抗議にも拘らず差別的排日移民法を公布するに至つた。

斯くて明治開國以來條約改正の根本方針として本邦歴代當局により固持せられ、小村條約改正により目的を達したところの相互對等の原則は、對內的國權の保持回復には間然するところなかつたが、本邦國民及び貨物・船舶の對外發展を策する上に於て不充分なことは對米移民に關する交渉以來漸次明白となつた。

第六節 日獨・日英協定税率の廢止

小村條約改正の結果設定せる英・獨・佛・伊との相互關稅協定も亦、形式に於ては相互對等なるも本邦産業・通商の保護及對外發展に採り不充分なることは一層顯著なるものがあつた。即ち明治四十四年英國との小村相互關稅協定は、本邦へ輸入の鐵類・毛織物綿織物等の重要物産に對し低率なる關稅の輕減又は据置を約し、英國は之れに對し國法上既に無稅貨物たる羽二重・麥稈眞田・花薙・漆器等に無稅拘束を約するに過ぎず、獨逸に對しても本邦に於ける産業保護の對照たるべき毛織糸・毛織物・染料・藥品等に對し國定税率を低減拘束せるに對し、本邦は其の對償として其の獨逸への輸入額僅少なる羽二重・鈕釦・木蠟・漆器・竹籠類等に對し、第三國協定税率の重修又は之より幾分低きものを拘束せしめたに過ぎず、其の内容實質に付ては我に採り甚だ不利なものであつた。依て後者に對しては大正三年日獨開戰を利用して之を失效せしめ、大正九年の對獨平和條約に於ては條約の復活の自由を認めたが之を復活せしめず、之に代へ其後昭和二年に至り始めて新日獨條約を締結した。其の内容は本邦産豆油に對し片面的に先方の關

稅率を束縛せるものに過ぎない爲め、本邦輸出品の關稅待遇を確保するものとしては不充分であつたけれども、小村條約に比すれば我に採り有利なるものであつた。前者に關しては歐洲大戰及其の以後好況時代に於ては本邦の受ける稅權束縛が、本邦産業保護上差した支障を齎らさなかつたけれども、不況時の到來と共に徐々に其の不便を感じることに明白となつたから、大正七年内田外相時代に於ける戰後條約改正方針に於ては之が廢止を決議し、其の結果其後大正十三年七月十四日、日英間公文の交換により、大正十四年三月十日限り日英相互間の協定税率を全廢することとした。爾後本邦に施ける製鐵及毛織物業に對する保護政策採用せられ其の擡頭は顯著となつた。之に反し佛・伊との小村關稅協定は締結當時其の形式に於て我に不利なる點を有つて居たが、是等兩國への本邦輸出額は常に兩國よりの本邦への輸入額に比し遙かに超過するものであつた爲め、其の存續は却て實質に於て本邦に有利であつた。依て是等兩國は第一次歐洲大戰中前者は大正七年九月、後者は大正五年十二月末を以て、小村條約中協定税率に對し廢棄を通告し來つたけれども、我よりの希望により暫定取極によつて無期限に之を存續せしめることとした。

第七節 戰後條約改正方針の決定

之を要するに歐洲大戰に基き本邦國民・貨物・船舶は海外に對し異常の發展をなすに至りし結果として、明治開國以來小村條約改正迄本邦條約改正の根本方針であつた相互對等の原則を回復保持するのみでは積極的國運の發展上不充分たるを免れないこととなつた。故に大正七年内田外相時代に於ける戰後條約改正方針に於ては、小村條約改正に於て採用した形式的相互對等主義を實質的相互對等主義に矯正する外、更に進んで一面世界各方面に對し自由均等の主義の下に、本邦國民に對する入國・旅行・居住・産業經營の自由及一切の私權享有、本邦への輸入原料品及本邦産輸出貨物に對する輸出入禁止制限の撤廢、並に無稅又は低關稅の維持、本邦船舶に對し一切の事項に對する内國船待